

第1条 総 則

本規約は、「手稲山地区地すべり検討委員会」（以下「委員会」という）の設置及び運営について必要な事項を定めるものである。

第2条 目 的

委員会は、手稲山地区地すべりに対し、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部が行う以下の検討についての技術的助言を行い、意見を取りまとめることを目的とする。

- ア) 地すべり機構に関する検討
- イ) 地すべり対策に関する検討
- ウ) 地すべりの安定性に関する評価
- エ) 生活環境及び自然環境への配慮に関する検討
- オ) その他委員会が必要と認める事項

第3条 構成及び委嘱

- (1) 委員会は、別紙－１の委員で構成する。
- (2) 委員は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部長及び北海道空知総合振興局長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第4条 委員長

- (1) 委員会は委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会の運営

- (1) 委員会は委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立する。
- (3) 委員会は、検討事項の内容に応じて、委員の増員や専門部会の設置及び委員以外の者に出席を求めることができる。
- (4) 専門部会は、協議事項について結果を委員会に報告する。

第6条 オブザーバー

- (1) 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- (2) オブザーバーは、委員長が指名する。
- (3) オブザーバーは、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 設置期限

委員会は第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

第8条 委員会の公開

- (1) 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (2) 委員会の議事要旨及び資料は、ホームページ等で公開するものとする。ただし、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

第9条 事務局

- (1) 委員会は、事務局を「国土交通省北海道開発局札幌開発建設部」及び「北海道空知総合振興局札幌建設管理部」におく。
- (2) 委員会は、必要に応じて事務局を追加及び変更することができる。

第10条 規約の改正

本規約の改正は、委員総数の半数以上の同意を得て行う。

第11条 その他

本規約に定めない事項で重要な案件が生じた場合は、委員会において協議し決定する。

附則1 この規約は令和7年 月 日から施行する。